

第5次県立病院中期計画の策定状況について

1 中期計画について

(1) 中期計画の性格

- ・病院事業の業務運営に関する目標、取組事項を定めた計画
- ・病院改革に取り組むための計画
- ・計画期間中における収支計画を盛り込んだ計画
- ・総務省が示す公立病院改革ガイドラインに基づく公立病院改革プランを兼ねる計画

(2) 計画期間 4年間(第4次中期計画(H29~R2の4年間))

2 国(新公立病院改革ガイドライン)の動向

(1) 年度当初の取扱い

- ・令和2年夏頃を目処に「新公立病院改革ガイドライン」を改定し、各公立病院に対して、令和3年度以降の更なる改革プランの策定を要請する。

(2) 新公立病院改革ガイドラインの改定

- ・現行ガイドラインの改定に関する取扱いについては、その時期も含めて改めて示す。
(「新公立病院改革ガイドラインの取り扱いについて」(令和2年10月5日付け総務省自治財政局準公営企業室長通知))

3 第5次県立病院中期計画の策定について

- ・公立病院改革プランを兼ねる計画とするため、策定期間も含めて、国が示す取扱いを踏まえたものとする。
- ・新型コロナウイルス感染症をはじめとする医療を取り巻く環境の変化や現在の経営状況を踏まえ、今後担うべき病院機能や令和4年度を初年度とする計画期間における病院事業の業務運営に関する目標、取組事項を示すとともに、収支見通しを作成する。

⇒策定期間およびスケジュール

令和3年9月頃	検討結果のとりまとめ
令和3年10月	厚生産業常任委員会「骨子案」
令和3年12月	厚生産業常任委員会「計画原案」
令和4年3月	厚生産業常任委員会「計画案」

4 来年度における経営目標の取扱い

- ・第4次中期計画の理念や基本方針を踏襲し、具体的な取り組みも引き続き推進するとともに、計画期間における実施状況の点検・評価を実施する。
- ・令和3年度の各病院の取り組み、収支計画等の数値目標については令和3年度予算編成過程で検討し、設定する。